# 学 生 心 得

学則・大学院学則・別科規程に基づく、文学部学生(教育学科除く)、大学院学生、別科学生心得。

# <u>1. 宗</u> 教 行 事

- 1. 朝 礼:月曜日から木曜日の午前10時40分から11時00分まで、204号教室にてご 法楽・校歌斉唱の後、本学教員の講話を聴きます。
- 2. 報 恩 日:7月・1月を除く開講日の毎月21日に、松下講堂黎明館において法会 執行の後、外部講師や本学教員等による講演を聴きます。その後奥之院御廟、大学 墓所へ参拝します。この日の講義はありません。学生はこの報恩日の行事に毎学年 3回以上出席しなければなりません。
- ※卒業時に僧階補任申請と併せて参籠証の交付を希望する場合は、学部生は卒業まで に15回以上、別科生は10回以上、大学院生は年間3回以上、編入・再入学生は年間 5回以上の出席が必要です。
- 3. 宗祖降誕会:毎年6月15日に大師協会本部にて執行される、宗祖弘法大師の御誕生を奉讃する法会です。正面には花御堂が安置され、参拝者は稚児大師像に灌沐します。なお、この法会への参列は報恩日の行事への出席回数として加算されます。
- 4. 追悼法会:毎年11月の報恩日には教職員と学生によって「高野山大学並びに先輩物故者追悼法会」を厳修し、仏法の興隆に加えて学内の安穏と諸先徳の追善菩提、学生のみなさんの学業成就を祈願します。なお、この法会への参列も報恩日の行事への出席回数として加算されます。

## 2. 告 示 伝 達

学生に対する学校からの告示伝達は、原則として掲示することになっています。 学生は常に掲示物に注意し、告示伝達の趣旨を了知するようにしてください。

## 3. 授業及び有効欠席

毎学年各科目につき、その授業実数の3分の1を超えて欠席した場合にはその授業科目の受験資格を失います。

#### 4. 試 験

学習修了を認定するための科目試験は「試験並びに試験実施に関する規程」によって行います。

## 5. 身分証明書・学生生活の手引きの交付

1.入学時に身分証明書と学生生活の手引きを受け取り、身分証明書は常時携帯して、本学教職員の請求があった場合はこれを提示しなければなりません。

- 2. 身分証明書は、卒業、退学、除籍の場合、またはその有効期間が経過した場合、速やかに返納してください。
- 3. 身分証明書を紛失したり、汚損した場合は、直ちに所定の書式により届け出て再交付を受けてください。この際、所定の手数料を納めなくてはなりません。特に紛失した場合、身分証明書を悪用される恐れがありますので最寄りの警察にも届け出てください。
- 4. 身分証明書は、他人に貸与または譲渡することはできません。
- 5. 学生生活の手引きは、毎年度始めのオリエンテーションの際に新しいものを受け 取ってください。
- 6. 身分証明書は、定期試験を受ける時に必要であるばかりでなく、学割、通学証明 をはじめとする学内での各種証明書の申請の際、提示が義務づけられています。身 分証明書がないとこれらの発給が受けられませんので十分注意してください。

# 6. 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

- 1. 交付を受ける時には、必ず前日までに学生サポート係へ願い出なければなりません(身分証明書、印鑑を持参のこと)。
- 2. 学費未納者には交付しません。
- 3. 学割証を不正使用した場合はその後の交付を停止します。

## 7. 身 体 検 査

学生は毎年定期に行われる身体検査を受けなければなりません。身体検査の結果、必要と認めた者に対しては、治療を命じ、又は休学させることがあります。

# 8. 奨 学 金

1. 日本学生支援機構(JASSO)

日本学生支援機構の奨学金に関する募集や説明会の日程は、学内掲示板でお知らせしますので、希望者は定期的に掲示板を確認してください。なお、各奨学金の詳細はJASSOのHP等で確認してください。

#### ○奨学金の種類

① 貸与型

貸与月額(平成30年度以降入学者)

貞子万韻(十成50千及以降八十			
		貸与月額	
		第一種	第二種
文学部生	自宅通学	20,000円	20,000円~120,000円 の間で10,000円きざみ
		30,000円	
		40,000円	
		54,000円	
	自宅外通学	20,000円	
		30,000円	
		40,000円	
		50,000円	
		64,000円	
大学院生	修士課程	50,000円	50 000H 90 000H
		88,000円	50,000円、80,000円、   100,000円、130,000円、   150,000円
	博士後期課程	80,000円	
		122,000円	

※令和2年度以降、下記② 給付型奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、貸与を受けられる月額が制限されます。

② 給付型(高等教育の修学支援制度)

本学は、2020年度から国が実施する高等教育の修学支援制度の対象機関となりました。住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免と JASSOの給付型奨学金による支援が実施されます。

詳細は、文部科学省やJASSOのHP等で確認するか、学生サポート係に問い合わせてください。

## 2. 学内奨学金

高野山大学奨学金、名越奨学金、松浦禪朝奨学金、高野山住職会奨学金、佐伯奨学金、 申徳会奨学金、高野山大学同窓会奨学金、真言宗後継者奨学金、外国人留学生と社会 人学生を対象とした授業料減免制度があります。一部を除き毎年5月上旬頃に募集 を行います。詳細は学生サポート係に尋ねてください。

# 9. 宿所・身上異動

- 1. 宿所を変更した場合は、1週間以内に学生サポート係に変更届を提出しなければなりません。
- 2. 改姓名、転籍(以上戸籍抄本を要する)、学資出資者、保証人変更等身上に異動があった時には、必ず所定の手続きをしてください。

## 10. 掲示・出版・印刷物

- 1. 学友会その他学生掲示は、すべて学生サポート係に届け出て捺印を経なければなりません。
- 2. 学生が刊行並びに頒布する出版印刷物等については、必ず事前に学生サポート係へ届け出なければなりません。

# 11. 集会・教室の使用

- 1. 学内外を問わず集会をする場合には、必ず事前に学生サポート係へ届け出て許可を受けなければなりません。団体の結成・署名運動等もこれに準じます。
- 2. 集会等のために学内の一部を使用する時は、事前に学生サポート係へ目的・場所・人数・時間等を所定の用紙にて届け出て、その許可を受けなければなりません。
- 3. 前1、2項の場合には各所属長の承認印を要します。

#### 12. 物 品 の 販 売

学内で物品を販売するときは、事前に学生サポート係の許可を受けなければなりません。学内外の寄付金募集もこれに準じます。

#### 13. 服 装

宗門大学学生として相応しい服装を心がけてください。

## 14. 届書・願書・証明書

- 1. 各種証明書の交付を受けたい者は、必ず3日以前に所定の手続をしなければなりません。ただし、学費未納の場合には交付されません。
- 2. 手数料を要するものは、交付願に手数料を添えて提出してください。

## 15. 事務取扱時間

- 1. 平日は午前8時40分より午後5時まで。
- 2. 土曜日、日曜日、国民の祝日(特別開講日を除く)、開校記念日(5月1日)、宗祖降誕日 (6月15日)、盂蘭盆会(8月13日、14日、15日)、年末年始(期間は事前掲示)、報恩日、その他臨時の休日は事務を取り扱いません。
- 3. すべて事務上のことは窓口を利用してください(各課の事務取り扱いは次の通りです)。

## 16. 各課の事務取扱区分

- 総 務 課=学内の案内、物品借用願等の受付。入学案内、入学願書に関する事項。大 学の広報に関する事項。
- 経 理 係=受験料、入学金、授業料、学友会費その他の学費収納、寮及び諸種の手数 料の収納。

#### 学 務 課

- 教 務 係=入試に関する事項、入学(再入学、編入学、転入学、科目等履修生、聴講生等を含む)、留学、退学、休学、復学、卒業(又は修了)、欠席(長期欠席)、授業、試験及び単位に関する事項。成績、在学、修了、卒業、単位修得等各証明書の交付。学位に関する事項。教育職員免許状交付申請手続。
- 学生サポート係=学生訓育及び風紀取締。学生の身上(転籍、改姓名、保証人変更等)、賞罰、集会、掲示、出版、学友会活動、学生の住所、旅行、派遣、欠席(有効欠席)、通学証明書、身分証明書(学生証)、学割証等の交付、学内施設使用、学生の福利厚生に関する事項(奨学金、身体測定、学生寮に関する事項)。
- 宗教教育係=得度、受戒、加行、伝法灌頂、報恩日、朝礼、宗祖降誕会、追悼法会、僧 階補任申請、その他宗教教育に関する事項、伝統教学復興事業に関する 事項。
- 学習・就職支援室=就職に関する事項。
- 図 書 館=図書閲覧、図書館使用手続に関する事項。

#### 17. 学 費 等

- 1. 新入学生(含編入学)は、所定の期日までに学費(入学金・授業料前期分・教育 充実費・諸会費等)を納入して初めて入学許可となり、入学式以後、本学学生とな ります。
- 2. 学費のうち、前期分(授業料前期分・教育充実費・諸会費等)は、新入学生を除き、4月末日までに納入してください。後期分(授業料後期分)は、9月末日までに納入してください。
- 3. 学費滞納者は、次の資格を失います。
  - イ. 受験資格
  - 口. 各種証明書発行の資格
  - ハ. 学割証発行の資格
- 4. 学則第25条第5項、大学院学則第21条第5項、別科規程第16条第5項に基づき、 学費を期限内に納入しない学費滞納者は除籍します。除籍の日付は、学費納入済み の学年度末または学期末(前年度3月31日付または当該年度9月20日付)とします。
- 5. 学費の通知書類は、前期分については3月末日までに、後期分については8月末日までに、成績通知書と共に学資出資者に送付します。
- 6. 年度の途中で退学又は休学する場合、既に納入済みの学費は返金しません。
- 7. 復学する場合の復学料は20,000円とします。
- 8. 再入学する場合の再入学料は20,000円とします。学費は再入学年度の入学生に準じます。ただし、入学金は不要です。

# 18. 学 生 相 談

学生が、学生生活を送る上での色々な問題(学業上の問題、交友関係、経済問題、就職問題、信仰問題、恋愛問題、健康等)について具体的に相談をし、助言を受けられるように学生相談室を設けております。なお、学生相談は専門のカウンセラーが担当します(相談日は別に掲示します)。

## 19. 喫煙・飲食・履物

喫煙は所定の場所以外でしてはなりません。飲食は食堂でとるようにし、教室ではとらないでください。また、建物内は一部土足厳禁です。学生諸君が快適な学生生活を送るために必要な最低限のマナーを守りましょう。悪質な違反行為は厳しく対処します。

※ 学生生活の手引きも参照してください。